

経済農政局指定管理者選定評価委員会(観光部会)における審査結果

施設名:千葉ポートタワー

指定の基準	審査項目	配点	申請者ごとの得点		
			株式会社京葉美装株	株式会社塚原緑地研究所	株式会社アイム環境ビル管理
1 市民の平等な利用を確保するものであること。	(1)管理運営の基本的な考え方	20	12.8	16.8	13.6
指定の基準1 小計		20	12.8	16.8	13.6
2 施設の管理を安定して行う能力を有すること。	(1)同種の施設の管理実績	5	0	5	4
	(2)団体の経営及び財務状況	5	3.4	3.4	3.6
	(3)管理運営の執行体制	5	3.6	3.6	3.6
	(4)必要な専門職員の配置	5	3.2	3.2	3
	(5)業務移行体制の整備	5	3.4	3.6	3.6
	(6)従業員の管理能力向上策	5	3.4	3.8	3.4
	(7)施設の保守管理の考え方	5	3.8	3.6	3.2
	(8)設備及び備品の管理、清掃、警備等	5	3.6	3.6	3.8
指定の基準2 小計		40	24.4	29.8	28.2
3 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。	(1)関係法令等の遵守	5	3.6	3.6	3.6
	(2)リスク管理及び緊急時の対応	5	3.6	3.6	3.8
指定の基準3 小計		10	7.2	7.2	7.4
4 施設の効用を最大限発揮するものであること。	(1)開館時間、休館日の考え方	5	3.8	3.8	3.4
	(2)利用料金の設定及び減免の考え方	5	2.2	3.8	3.4
	(3)施設利用者への支援計画	5	3.4	3.8	3.4
	(4)施設の利用促進の方策	10	6.8	8.4	6
	(5)周辺施設との連携	5	3.8	4.6	3.2
	(6)地域の賑い創出	5	3.2	4	3.2
	(7)利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方	5	3.4	4	3.6
	(8)施設の事業の効果的な実施	5	3.4	3.8	3.4
	(9)成果指標の数値目標達成の考え方	5	3	3.6	3
	(10)自主事業の効果的な実施	5	3.2	4.2	3.4
指定の基準4 小計		55	36.2	44	36
5 施設の維持管理に要する経費を縮減するものであること。	(1)収入支出見積りの妥当性	10	3.6	7.6	6.4
	(2)管理経費(指定管理料)	20	14	16	13
指定の基準5 小計		30	17.6	23.6	19.4
6 その他市長が定める基準	(1)市内産業の振興	3	3	3	0
	(2)市内業者の育成	3	1.8	2	1.6
	(3)市内雇用への配慮	3	3	2	3
	(4)障害者雇用の確保	3	1	3	2
	(5)施設職員の雇用の安定化への配慮	3	1.6	2.4	2
指定の基準6 小計		15	10.4	12.4	8.6
合計		170	108.6	133.8	113.2